

通達第 5 号
平成28年10月4日

各部課(かい)長様

熱海市長 齊藤 栄

平成29年度予算編成方針について(通達)

〈危機感の共有〉

本市は今、大きな岐路に立っている。

平成23年度に246万人まで落ち込んだ宿泊客は、回復基調にあり、平成27年度には、14年ぶりに300万人を突破した。そうした回復基調の中で、まちの賑わいも増しつつあるが、平成28年度においては、宿泊客の伸びは鈍化傾向にある。

また、昭和40年の5.4万人をピークに約半世紀にわたり人口減少が継続し、平成27年度末には3.8万人となった。少子高齢化の進展著しく、高齢化率は、全国の都市で5番目となる44%を超え、若年層の転出超過も継続している状況にある。

この長期的傾向を反映し、歳入の根幹である市税収入は、過去10年間で約10億円の減少となった。その間、行政改革等により、財政状況は改善傾向にあるものの、今後、社会保障関連経費の増加や老朽化した公共施設への対応等、財政需要が増え続けることが想定されるところである。

こうした状況下において、少しでも気を緩めれば、衰退の道を歩むことになる。2020年の東京オリンピック・パラリンピックも控え、ここ数年が、本市が持続的な発展の軌道に乗ることができるか否かの正念場である。

〈「新生熱海」の実現〉

平成29年度予算は、新生熱海の実現に向け、「日本でナンバー1の温泉観光地づくり」、「住まうまち熱海づくり」、「市民のための市役所づくり」の3つの柱立てを基本にしつつ、「第四次熱海市総合計画後期基本計画」及び「熱海市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく施策を着実に実行していく観点で、編成作業を進めていく。

予算編成に際しては、職員1人ひとりが、本市が直面する状況を強く認識すること、そして、本市が持続的な発展の軌道に乗るよう全力を尽くしていくことが強く求められている。特に、

①徹底した市民目線、②現場・現物主義、③創意工夫・チャレンジ、
④新たな知識・経験の獲得、⑤スピード感を常に意識し、行動することを徹底されたい。

また、部課長には、部下職員が上記行動を積極的に起こせるような環境づくりに取り組むとともに、部署横断の施策検討・実行を常に意識する等、予算編成作業において、強いリーダーシップを発揮することを期待する。

＜重点施策推進枠＞

平成29年度予算編成においては、限られた予算の中で、重点化を進めるため「重点施策推進枠」を設定し、その予算の確保、配分を行う。これを通じ、以下に掲げる重点施策分野を中心に、新たな施策の実施又は既存施策の加速を促し、市民が変化を実感できるよう施策を実行していく。

「重点施策推進枠」については、総額3億円を予算枠として確保し、各部（公営企業部は除く。）に対し、5千万円を上限として配分する。なお、その施策内容により、必要に応じ、人的配置についても考慮する。

1. 日本でナンバー1の温泉観光地づくり

～市民生活を豊かにする原資を得るための観光・商業振興施策～

- ・マーケティングに基づく戦略的な観光プロモーションとその体制整備
- ・来誘客の満足度向上や賑わい創出のためのソフト及びハード対策、宿泊業等における雇用確保支援
- ・地域資源の活用等を通じた新たな産業、新たな働き方、新たな暮らしの創造
- ・その他の日本でナンバー1の温泉観光地づくりに資する施策

2. 住まうまち熱海づくり

～観光・商業振興で得られた原資を活用して市民生活を豊かにする施策～

- ・妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制づくり等、妊娠・子育て環境の整備
- ・認定こども園の開設等、未就学児の保育・教育環境の整備
- ・計画的な教育施設の修繕、ALTの充実等、就学児の学習環境の整備
- ・未就学児の療育環境の充実、障害者雇用の促進に向けた環境整備
- ・高齢者の居場所づくり、介護予防の充実等、高齢者が安心して、生き生きと暮らすための地域包括ケアシステムの実現に向けた環境整備
- ・道路・歩道の維持・修繕等、市民生活を向上する公共施設の整備
- ・その他の住まうまち熱海づくりに資する施策

記

－基本方針－

1. 基本的事項

予算要求額は、継続的に実施する事業に係る経常経費については、原則として、平成28年度当初予算額の範囲内とする。

人口減少への対応を加速するための「熱海市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられている事業及び新政策ヒアリングの対象となった事業を予算要求する場合は、事業計画、後年度への財政負担等を調整したうえで、前年度予算の枠外として要求を認める。

前記事業以外の臨時的経費、新規事業及び既存事業の拡充については、必ず既

存事業の見直しや廃止、新規補助金等の財源を確保したうえで要求すること。また、ここ数年の決算状況を踏まえ、適切な事業設計、必要経費の見直し等を徹底し、予算要求を行うものとする。なお、基本的事項を遵守した要求であっても、歳入見積額により更なる査定を行う。

2. 歳入について

- (1) 市税については、社会経済情勢、税制改正の動向に即応しつつ、的確な課税客体、課税標準の把握に注力すること。また、口座振替やコンビニ収納の活用を奨励することにより納期内納付の促進を図るとともに、特に税負担の公平確保のため、収納率の向上に最大限の努力をすること。
- (2) 国、県支出金、市債等の依存財源については、新たな補助制度、融資制度等の発掘に努めること。なお、国庫支出金については、交付金化など、制度変更される場合、情報に十分注意し予算計上すること。市債については、将来予想される施設更新等の大型事業への対応に留意し計画的に措置すること。
- (3) 使用料、手数料等については、受益者負担の原則に則り、現行料金の設定年度、他都市の状況、関連事務費等を勘案し、適正な額となるように見直しを行うこと。また、安易な減免措置について見直すこと。
- (4) その他の収入についても、本来受益者が負担すべきものと考えられるにもかかわらず収入していないケースがないか、原点から精査し、収入の増大と確保に努めること。
- (5) 未利用財産については、公共施設マネジメントの観点から、売却や民間投資の誘致など利活用に努めること。
- (6) 新たな財源の確保に積極的に取り組むこと。

3. 歳出について

- (1) 既存の事務事業経費については、廃止・中断を含めて全面的な見直しを行い、費用対効果を検討して、徹底的に削減・合理化を図ること。
- (2) 経常的経費については、慣例にとらわれず、抜本的見直しを図り廃止・統合の推進を図ること。
- (3) 新たな補助金は原則として認めないものとする。また、継続する補助金及びイベント開催等の奨励的経費については、公益性、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果を精査のうえ、ゼロベースから徹底した見直しを行い、収入に応じて減額措置を講ずるとともに、可能な限り終期を設定すること。
- (4) 多様な入札・契約方式の推進を図り、公共工事のコストを見直し、縮減について積極的に研究し、予算要求に反映させること。

4. 特別会計及び公営企業三会計について

- (1) 特別会計は、その設置趣旨に沿って、一般会計に依存することなく独立採算を目指し一般会計に準じて、予算を編成するものとする。
- (2) 公営企業三会計は、受益と負担の原則からも適正な料金の設定や徴収体制の強化及び組織のスリム化、アウトソーシング等を推進し、独立採算の基本原則に立脚した経営に努めること。